

兵庫県公報

平成19年6月5日 火曜日 第1881号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○特定計量器定期検査の実施（商業振興課）	2
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	3
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	3
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	4
○建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	4
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○都市計画の変更についての案の縦覧（都市計画課）	6
○県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託（住宅管理課）	6
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	7
警察本部公告	
○落札者等の公示	8
○同 上	8
市町村職員退職手当組合告示	
○議会議員の退任に伴う補欠選挙の実施	8
正 誤	
○平成19年5月8日付け兵庫県公報第1873号中	9

告 示

兵庫県告示第652号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
キング醸造株式会社
加古郡稲美町蛸草321
代表取締役 大西 壯 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

キング醸造株式会社

加古郡稲美町蛸草321

(3) 特定施設に関する事項

種	類	10号ニろ過施設	
能	力	8,000kg/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～22時30分 10時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	5.8～8.6	5.8～8.6
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	1,000	1,500
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	1,000	1,500
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	20	30
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	50	100
	り ん 含 有 量 (単 位 mg/L)	5	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		4.7	4.7

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成19年6月5日から同月26日まで

(2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡稲美町産業生活部生活環境課

兵庫県告示第653号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、芦屋市及び篠山市の区域における質量計の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。)を次のとおり実施する。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 検査実施機関(計量法第20条第1項に基づく指定期間検査機関)

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会

2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
芦屋市	平成19年9月4日から同月21日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の期間で別に通知する期日。	検査場所を指定した場合には、その指定した場所。 指定の場所によらない場合には、その質量計の所在の場所。
篠山市	平成19年9月4日から同年10月4日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の期間で別に通知する期日。	

兵庫県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
東徳久地区土地改良区	平成19年5月17日

兵庫県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
丹波市柏原町上小倉字宮ノ尾1270の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第656号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
坂 越 区 域	機船船びき網漁業	平成19年5月18日

兵庫県告示第657号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区	同意成立年月日
赤 穂 市 加 入 区	平成19年5月18日
相 生 加 入 区	同 上

兵庫県告示第658号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成19年5月21日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 株式会社新興開発
主たる営業所の所在地 赤穂市加里屋1120番地の112
代表者の氏名 梶 敏 明
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-16）第550939号
- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項に基づく許可の取消し
（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実
営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定に基づき、兵庫県公報によりその事実を公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

兵庫県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年6月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年6月5日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 427号	朝来市山東町柴字柳谷407番4から 同市山東町柴字横尾384番1まで	旧	14.0から 31.0まで	110.0	
		新	9.0から 15.0まで	110.0	

兵庫県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年6月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年6月5日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 丸味竹田線	美方郡新温泉町多子字下も土井435番から 同郡同町多子字小山412番2まで	旧	6.0から 16.0まで	129.0	
		新	6.0から 16.0まで	119.0	

兵庫県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年6月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年6月5日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 桑原栗柄線	篠山市栗柄字ユリノ下坪1580番1から 同市栗柄字ユリノ下坪1478番まで	旧	5.0から 15.0まで	558.0	
		新	5.0から 15.0まで	558.0	
			6.0から 16.0まで	607.0	

兵庫県告示第662号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
阿万西町(2)	南あわじ市		阿万西町	北 山	567番2の一部、569番1の一部、579番の一部、580番1から580番3までの各一部、656番1の一部、656番2の一部、656番4、656番5、656番7、656番8の一部、656番1から656番2に至る地先の道路敷の一部、656番8地先の道路敷の一部
				明神ノ下	655番1の一部、655番3の一部、657番の一部
				サコリ	659番の一部、674番1の一部、674番2の一部、675番1の一部、659番地先の道路敷の一部、674番1地先の道路敷の一部

兵庫県告示第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
神戸国際港都建設計画道路
3.4.31号神戸三田線
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域
神戸市北区山田町上谷上字古々山及び有野町唐櫃字オンドロ谷
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成19年6月5日から同月19日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課

兵庫県告示第664号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅退去者滞納家賃の収納の事務をニッテ債権回収株式会社に委託したので、同条第2項の規定に基づき、その内容を告示する。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称
県営住宅家賃
- 2 委託した事務の範囲
県営住宅の退去者に係る滞納家賃の収納事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名
東京都港区芝浦3丁目16番20号
ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 岡田政幸
- 4 委託の年月日
平成19年4月1日
- 5 収納の方法
 - (1) 収納受託者は、県営住宅家賃の収納をするときは、その権限があることを示す委託証明書（出張して収納するときは身分証票）を納入義務者に示すものとする。
 - (2) 収納受託者は、県営住宅家賃を領収したときは、納入義務者に領収書を交付するものとする。
 - (3) 収納受託者は、収納した現金を一月分まとめて、翌月20日までに、納付書により指定金融機関に払い込むものとする。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市岩園町5番30から5番35まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号
積水ハウス株式会社神戸支店 支店長 小川博行
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成18年11月14日
兵庫県指令神南（建）第1-5号（18芦屋）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市岩園町5番62から5番65まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号
積水ハウス株式会社神戸支店 支店長 小川博行
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年2月26日
兵庫県指令神南（建）第1-4-2号（18芦屋）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市北条町東南字溝西213番1の一部、222番4、222番5
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市中野町1045番地
株式会社三宅工務店 代表取締役 三宅正広
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成18年12月15日
兵庫県指令北播（建）第1-12号（18加西）

警察本部公告

落札者等の公示

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習委託に係る一般競争入札による落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年6月5日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠史

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
氏名 社団法人兵庫県警備業協会
住所 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
- 5 落札金額
13,930,875円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 公告をした日
平成19年2月9日

落札者等の公示

自動車の保管場所等に係る現地調査及び入力事務委託に係る一般競争入札による落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年6月5日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠史

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
自動車の保管場所等に係る現地調査及び入力事務委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
氏名 社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会
住所 神戸市東灘区魚崎浜町33番地
- 5 落札金額
(1) 自動車の保管場所等に係る現地調査 359,484,000円/年
(2) 自動車の保管場所等に係る入力事務委託 33,832,298円/年
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 公告をした日
平成19年2月13日

市町村職員退職手当組合告示

兵庫県市町村職員退職手当組合告示第6号

兵庫県市町村職員退職手当組合の議会議員の退任に伴う補欠選挙を次のとおり行う。

平成19年6月5日

兵庫県市町村職員退職手当組合
組合長 蓬 萊 務

- 1 選挙の期日
平成19年6月11日（月） 午前10時から午後3時まで
- 2 市町議会の議長が選挙する選挙区、選挙区の範囲、議員の数等

選挙区	選挙区の範囲	議員の数	選挙の場所	選挙長
第1区	宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡	1人	猪名川町役場	川辺郡猪名川町議会議長 福本典子
第2区	洲本市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、多可郡及び加古郡	2人	三木市役所	三木市議会議長 安居圭一
第3区	宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡及び佐用郡	1人	宍粟市役所	宍粟市議会議長 船曳順市

正 誤

○平成19年5月8日付け（兵庫県公報第1873号）

兵庫県選挙管理委員会告示第29号（政治資金規正法第17条2項の適用を受ける団体について）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	上から30	池田義孝後援会 池田義孝 池田顕子 多可郡多可町中区岸上485-45	(削除)